

## 第7回半田市議会定例会 総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、9月6日、午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第56号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第59号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第60号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、今回の改正は最低賃金の引き上げに伴うものとのことだが、会計年度任用職員の給与はどのように決めているのか。とに対し、

職務の内容、周辺自治体の状況を踏まえ、基準となる号給を正規職員の給料表に適用させたもので、組合交渉を経て決定しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第61号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第62号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

土地台帳の廃止による市民への影響はないのか。とに対し、

法務局で同内容の閲覧ができることから、大きく影響はないと考えています。とのこと。

マイナンバーカードの再交付手数料項目削除について、手数料の納付先が市から地

方公共団体情報システム機構に変わるとのことだが、市民の負担は変わらないということ

か。とに対し、

現在は市民が支払う千円のうち、200円を地方公共団体情報システム機構に、

800円を市に歳入していますが、法改正により千円全額を地方公共団体情報システ

ム機構の収入とするもので、市民の負担額が変わるものではありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、

可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。